○国土交通省告示第六百五十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－34号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝40 dB）	タフ　ＳＬ１	株式会社タフ興産	愛媛県今治市郷新屋敷町５丁目２番18号

○国土交通省告示第六百五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－572号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	タフ　ＳＬ１	株式会社タフ興産	愛媛県今治市郷新屋敷町５丁目２番18号

○国土交通省告示第六百五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－28号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音仕切り甲板）（Ｒｗ＝52 dB）	Ｆ－Ａ60 Ｓ	BIP　Industries Co., Ltd.	1817, Jungang-daero, Geumjeong-gu Busan, Republic of Korea
第Ｓ－29号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝46 dB）	Ｗ－106 Ｓ Ｅ(6)	〃	〃
第Ｓ－30号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝36 dB）	Ｗ－102／Ｅ80	〃	〃
第Ｓ－31号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝32 dB）	Ｗ－151	〃	〃

○国土交通省告示第六百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

坪内

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

奈良県吉野郡天川村大字坪内

四二二番二

四二二番一三から四二二番一五まで

四二六番

○国土交通省告示第六百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平園谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

岐阜県多治見市笠原町

字平園　四五七四番一の三

○国土交通省告示第六百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

赤谷

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（平成十一年建設省告示第千七百四十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

奈良県五條市大塔町清水

一九九番一

一九九番三及び一九九番四

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から百七号までを順次結んだ線及び標柱一号と百七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十一年建設省告示第千七百四十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域及びイに掲げる土地を除く。）

奈良県五條市大塔町清水

一九九番三地先河川敷	一号
一九九番一	二号
二〇〇番一	三号から八十九号まで
二〇〇番三	九十号から九十二号まで
二〇〇番二	九十三号から百三号まで
奈良県吉野郡野迫川村大字中津川 三二二番三地先河川敷	百四号から百七号まで

○国土交通省告示第六百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　平園谷

岐阜県土岐郡笠原町四一六四番地一地内四等三角点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二度五五分〇二秒	
五〇一・一五五メートルの地点	一号
標柱一号から二一五度一八分〇二秒	
二六・四七八メートルの地点	二号
標柱二号から一九五度一〇分一二秒	
三〇・〇九七メートルの地点	三号
標柱三号から二三五度〇九分〇五秒	
三三〇・八四九メートルの地点	四号
標柱四号から三三三度二五分五〇秒	
七四・六〇七メートルの地点	五号
標柱五号から二二度五六分一四秒	
二二五・八六二メートルの地点	六号
標柱六号から七六度二六分五二秒	
八二・〇四二メートルの地点	七号
標柱七号から一〇四度三七分一五秒	
一一七・七九二メートルの地点	八号